

大阪市子ども読書活動推進計画 -概要-

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動とは

子どもにとって読書とは、さまざまな世界との出会いであり、言葉を学び、表現力や創造力を豊かなものとするうえで欠くことができないものです。

2 推進計画策定の背景

子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動推進に関する法律」が平成13年に施行され、同法によって国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進計画を策定・公表することが定められました。

3 基本的な方針

すべての子どもたちが自主的に読書に取り組むことができるよう、家庭や地域、図書館、学校が連携・協力し、子どもの読書環境の整備・充実、普及・啓発、人と本、人と人を結びつける人材の育成、地域・市民を軸とした読書活動の輪の形成に取り組みます。

第2章 推進のための具体的な取組み

1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

乳幼児にとって、大好きな人が自分のために語りかけてくれることは大きな喜びであり、人間への信頼感を築き、やがて言葉の獲得につながります。

ブックスタート事業の効果を高め、乳幼児と保護者が絵本に触れ合う機会が増えるよう、情報提供の拡充、継続的な働きかけに努めるとともに、子どもに身近な施設で読書を楽しめる環境づくりに取り組みます。また、各施設と子育てグループ、図書館間でネットワークづくりを図り、子どもの読書に対する理解を深めます。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもにとって図書館は、ひとりの利用者として、自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを体験し、貸出などのサービスを受けることができる場であり、本の検索等を通し、求める資料・情報を見つけたり、豊かに広がる知識・情報の世界に触れられる場でもあります。

各図書館ごとに重点事業計画を立て、蔵書の充実や絵本や物語を楽しむ機会の拡充など、サービスの充実に取り組み、図書館が地域における子どもの読書活動推進の相談・支援センターとしての機能を果たします。また、各種講座や交流会の開催等、子どもの読書活動支援にかかわるボランティアの交流、支援に努めます。

3 学校における子どもの読書活動の推進

学校教育では従来から各教科等での学習を通じて読書活動が行われており、読書習慣を形成していくうえでも大きな役割を担っています。さらに、読書タイムや読みきかせの充実を図るなど、各学校が積極的に読書活動の推進・充実に努めます。

子どもの主体的な学習活動を支え、読書活動を通じて子どもの人間形成を育む場として、学校図書館の役割は極めて重要であり、学校図書館司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立、校務分掌上の配慮などに努めます。

家庭・地域が連携して子どもの読書活動支援に取り組む事例などを収集し、各学校へ発信するよう努めます。

4 子どもの読書支援活動への理解と意識の向上

図書館のホームページ上でコンテンツを豊富にするなど、さまざまな機会を活用し、市民への情報提供や子どもの読書に対する理解・関心が高まるよう努めます。

5 関係機関の連携・協力

子どもの「生きる力」の育成をめざすという教育改革の理念は、家庭や地域、学校が連携・協力して実現するものであり、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの再生を図ることが必要です。「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう」支援するために、家庭、地域、図書館、学校の連携を推進します。

学校図書館の活性化を図るため、学校と図書館との連携を強化し、学校と図書館の連携モデル事業等の研究を進めます。

図書館の幼児期読書環境整備事業について、対象施設の拡充を検討し、乳幼児親子が身近に絵本に親しめる環境づくりを目指します。

第3章 計画を推進するための重点施策

1 推進体制の整備

区レベルで、図書館、学校、子どもの読書活動推進にかかわる関係機関、読書支援活動ボランティア等で構成する「子どもの読書活動推進連絡会(仮称)」を設置し、市民参加による推進体制を整備します。

2 普及・啓発活動の推進

3 家庭、地域、図書館、学校における子どもの読書活動の推進

家庭、図書館や子どもの身近な施設、学校、のそれぞれが子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。

4 連携による子どもの読書活動の推進

子どもの読書にかかわるさまざまな施設が連携・協力しながら、子どもの読書活動を豊かにできるよう、図書館が積極的な情報収集・提供に努め、地域の子どもの読書活動の相談・支援センターとしての役割を果たします。